

## 名古屋港管理組合ネーミングライツ導入ガイドライン

### 1 趣旨

このガイドラインは、名古屋港管理組合広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第3条第2号に掲げるネーミングライツに関する事務取扱要領であり、要綱の考え方を基本としながら、対象施設、募集の方法、応募者の選定方法等について定めるものです。

### 2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（パートナーメリット）をいいます。

本組合では、本組合が所有する施設に企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名するネーミングライツを付与することにより対価を得、新たな財源確保策の一環とします。

この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、本組合の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

付帯する権利とは、看板、ウェブサイト等の媒体を用いて愛称を周知・広報する権利、施設に広告を掲出する権利等をいい、その内容は、施設の性格等に応じて、それぞれの契約で定めることとします。

ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを第三者に譲渡又は貸与することはできないものとし、

### 3 導入対象施設

ネーミングライツの導入対象施設は、施設の設置目的、性格、利用形態等を踏まえて、企業名等を冠する愛称を付すことに支障のない施設を選定します。

なお、庁舎等については、ネーミングライツの付与にふさわしくない施設と考えています。

### 4 ネーミングライツパートナー

ネーミングライツを取得できる者（ネーミングライツパートナー）は、法人とし、要綱第5条第2項に掲げる業種又は事業者を除きます。

なお、疑義が生じた場合は、要綱第8条に規定する審査委員会で審査することがあります。

また、その他指定管理者、利用者等からの意見等により、応募資格を制限する場合があります。

### 5 愛称

① ネーミングライツにより命名される愛称は、当該施設の利用者の理解が得られるものとし、要綱第5条第1項各号に掲げるものを含まない内容とします。

なお、疑義が生じた場合は、要綱第8条に基づく審査機関で審査することがあります。

② 前号の他、施設の性格、指定管理者、利用者等からの意見等により、当分の間正式名称を併記する措置を講じたり、愛称の内容を制限する場合があります。

- ③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできません。

## 6 パートナーメリット

ネーミングライツパートナーには、施設等の愛称を命名する権利以外に、施設の状況に応じて設定したパートナーメリットを付与します。パートナーメリットの一例は以下のとおりですが、企業からの提案及び要望も参考にしながら、本組合がそれぞれの施設ごとにパートナーメリットを設定します。

- ① 施設名称を表示している本組合設置の看板等の書換え（経費は、ネーミングライツパートナーの負担）
- ② 施設名称を表示している本組合ウェブサイトの記載変更（経費は、本組合の負担）
- ③ 報道機関への情報提供及びウェブサイトでの広報等における愛称の使用（経費は、本組合の負担）

## 7 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設管理に要する経費、施設の規模、利用者数、イベント開催数、類似施設との比較、メディアへの露出度、市場動向等を総合的に判断して、施設ごとに希望価格を設定します。

## 8 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則、3年以上とします。

なお、導入対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮することとします。

## 9 募集手続

- ① ネーミングライツパートナーの募集は、原則、公募とします。  
応募は、ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人の他、当該法人の依頼を受けて代理業務を行う広告代理店も可とします。  
ただし、原則、ネーミングライツ契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とします。
- ② 募集期間は、原則30日以上とし、募集要項を作成して配布するとともに、ウェブサイト、報道機関への情報提供等を通じて、広く周知します。
- ③ 募集に当たっては、必要に応じて現地説明会、質問の受付及び関係資料の縦覧を行い、施設の利用状況及び設備の現況をわかりやすく公表します。
- ④ ネーミングライツパートナーの選定は、施設の所管部室が選定委員会を設置し、審査を行います。各委員が提示価格、愛称の内容等について総合的な評価を行い、順位を付した後、最終的に本組合において優先交渉権者を決定します。
- ⑤ 本組合は、優先交渉権者と契約条件の細目について協議し、双方が合意に至った時点でネーミングライツパートナー契約を締結します。  
ただし、本組合が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、第2順位者との協議に入るものとします。
- ⑥ 契約に至らなかった場合の応募・提案内容については、選定以外の目的で使用することはありません。
- ⑦ ネーミングライツパートナーが決定した場合は、ウェブサイト、報道機関への情報

提供等を通じて、当該ネーミングライツパートナーの社名、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等について、広く公表します。

- ⑧ 本組合は、当該施設及び当該施設で開催されるイベント等の広報を行う場合には、原則、当該施設の愛称を用いて、積極的に当該施設の愛称の周知・広報に努めます。

## 10 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが第4項に該当する場合若しくは、該当することが明らかになった場合又は社会的信用を損なう行為等により本組合若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは、損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合は、本組合は、契約を取り消し、又は解除することがあります。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

## 11 その他

- ① このガイドラインは、総務部行政管理課が所管します。  
② このガイドラインは、ネーミングライツの運用状況その他の状況に応じ、適宜見直すこととします。

## 12 施行時期

このガイドラインは、平成26年12月1日から施行します。

附 則

この通知は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年5月1日から施行する。